

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

〔 財 政 援 助 団 体 監 査 〕

鳥羽市監査委員

令和 8 年 2 月 13 日公表

鳥監第5号
令和8年2月13日

鳥羽市長 小竹篤様
鳥羽市議会議長 河村孝様
鳥羽市教育長 岩本和也様
三幸株式会社 代表取締役 橋本有史様

鳥羽市監査委員 中村徳久
鳥羽市監査委員 瀬崎伸一

令和7年度 監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第9項の規定により、
その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

(1) 準拠している基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

(2) 監査の種類

法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（鳥羽市監査基準第7条第1項第3号）

(3) 監査の対象

令和7年度に、市が指定管理を委託している団体の中から下記団体を選定した。

①監査対象とした団体：三幸株式会社

②監査対象事務　監査対象団体：公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況
所管課：監督・指導管理事務

③監査対象期間　令和6年度、令和7年4月～8月まで

(4) 監査結果の講評日

令和8年2月13日

(5) 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか確認することを主眼とした。

確認事項の主なものは、以下のとおりである。

[指定管理者側]

- ①事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- ②施設管理業務の実施状況は適切か。
- ③料金収入や施設管理の収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ④決算報告書に誤りはないか。
- ⑤利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。
- ⑥事業に対する経営努力が見られるか。
- ⑦所管課への報告書類は適切に提出されているか。

[所管部局側]

- ①指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ②指定管理者の指定は適正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④事業報告書の点検は適切に実施されているか。
- ⑤指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

(6) 監査の実施内容

①監査の実施期日

書面審査 令和7年10月3日～令和7年11月6日

実地監査 令和7年11月7日

所管課に対する聞き取り 令和7年11月7日

②監査の方法

当該監査対象団体及び所管課から関係書類、諸帳簿等の提出を求めるとともに、三幸株式会社の事務局職員及び所管課の教育委員会生涯学習課の担当職員から説明を聴取した。

第2 監査対象の概要

I 事業の内容

(1) 目的

三幸株式会社は下記の事業を営むことを目的としている。

①総合ビルメンテナンス

②その他（指定管理者事業・プラントオペレーション等）

(2) 市との関係

「鳥羽市運動施設」の指定管理

三幸株式会社は、市議会の議決を経て指定管理者として次の指定期間で管理運営を行っている。

①指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※参考：指定管理を開始したのは令和3年4月1日から

②指定管理料

（単位：円）

名 称	令和6年度決算額	令和7年度予算額
鳥羽市運動施設指定管理料	36,000,000	41,729,000

③施設運営の目的

鳥羽市運動施設は、市民のスポーツ・健康づくり・文化活動の機会を提供することにより、生涯学習の推進並びに健康の増進を図るとともに、市外からの来訪者に対する合宿やMICE活動による会議の開催等を通じ、交流人口及び関係人口の拡大を創出し、もって市民の福祉の増進及び持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

(3) 指定管理対象施設の概要

①鳥羽市民体育館

○メインアリーナ

・構 造 鉄筋コンクリート造 一部2階建

・延床面積 3,133m²

・施設の種類

- 1階：フロア（バレーボール2面、バドミントン6面、バスケットボール2面）
小会議室3、中会議室1、男女更衣室（脱衣シャワー室共）ほか
- 2階：観客席596席
- ・建築年 昭和48年（令和元年度に改修工事完了）

○サブアリーナ

- ・構造 鉄骨造 2階建（一部3階建）
- ・延床面積 2,149m²（サブアリーナ+渡り廊下）
- ・施設の種類
 - 1階：フロア（バレーボール1面、バドミントン2面）
舞台、可動式観客席352席
 - 2階：トレーニングルーム、固定観客席80席程度
 - 3階：音響調整室
- ・建築年 令和2年
- ・その他 本施設内に総合窓口あり

②鳥羽中央公園野球場

- ・施設面積 10,028m² センター118.9m 両翼91.5m
- ・建築年 昭和49年（令和6年度に改修工事完了）

③鳥羽中央公園庭球場

- ・施設面積 3,621.3m² 砂入人工芝コート4面
- ・建築年 昭和52年（平成30年度に改修工事完了）

④鳥羽中央公園多目的グラウンド

- ・施設の種類 芝生フィールド
- ・建築年 昭和58年

⑤鳥羽中央公園相撲場

- ・施設面積 2,097m² 上屋 鉄骨平屋建 60.37m²
- ・建築年 平成22年
- ・その他 屋外倉庫あり

⑥鳥羽中央公園水泳プール

- ・施設の種類 50mプール 水深1.1～1.3m
幼児プール 水深0.3～0.6m
- ・建築年 昭和62年

⑦鳥羽市武道館

- ・構造 鉄筋コンクリート造（一部2階建）
- ・延床面積 1,243.3m²
- ・施設の種類
 - 1階：道場（柔道、剣道・空手道等）、会議室、トレーニングルーム、更衣室
 - 2階：観覧スペース
- ・建築年 昭和54年
- ・その他 ①～⑥が立地する中央公園外のため、専用窓口あり

（4）指定管理対象施設の利用状況

①鳥羽市民体育館（メインアリーナ・サブアリーナ等）

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	36,136	40,096	42,246

②鳥羽中央公園野球場

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	3,331	3,423	2,844

③鳥羽中央公園庭球場

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,707	1,712	3,090

④鳥羽中央公園多目的グラウンド

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	5,794	2,319	2,407

⑤鳥羽中央公園相撲場

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	81	60	107

⑥鳥羽中央公園水泳プール

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	3, 851	4, 045	5, 433

⑦鳥羽市武道館

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	14, 521	14, 611	14, 648

⑧合 計

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	65, 421	66, 266	70, 775

II 組織

組織は、総括責任者、副総括責任者、運営スタッフ、監視スタッフ、受付スタッフで構成している。

III 財務状況

指定管理業務にかかる令和6年度決算状況は以下のとおりである。

(単位：円)

収入合計	48, 306, 365
支出合計	47, 269, 896
差引収支	1, 036, 469

第3 監査の結果

鳥羽市の運動施設は、令和元年度の市民体育館メインアリーナ改修工事、令和2年度のホール機能を備えたサブアリーナの増築、令和6年度の鳥羽中央公園園路整備に加え、令和7年度には野球場へ防球ネットが設置されるなど、順次整備が進められており、市民がスポーツや文化活動に親しむことができる場として、中核的な役割を果たしている。

指定管理を行っている三幸株式会社においては、日常的に見回りや点検等を行い、運動施設が安全かつ快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めていた。

自主事業としては、約40種類の生涯学習講座を開催し、リピーターも増加しており、施設の利用者数は、令和6年度が70, 775人であり、令和5年度の66, 266人と比較すると、約6. 8%の増加となっている。また、気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツ用品のレンタルを行うなど、利用者の利便性の向上と健康増進に資する取組も実施している。

今後も、市民ニーズに応える魅力的な講座の開催に努めるとともに、施設の安心・安全な管理を継続し、

利用者にとって満足度の高いサービスの提供に一層取り組まれることを期待する。

I. 指摘事項

特になし。

II. 所見

(1) 監査対象団体・所管課に対する所見等

○避難訓練について〔努力・要望事項〕

指定管理者においては、地震・津波対応マニュアルを整備するとともに、消防法等の趣旨に沿って年2回の消防訓練を実施しており、法令上求められる訓練対応の観点からは適切に取り組まれている。一方で、スポーツ大会等の開催時には、多数の利用者を限られた人員で避難誘導する状況が想定されることに加え、指定避難所である鳥羽東中学校までの避難経路には交通量の多い道路の横断が含まれる。このため、現行の訓練に加えて、利用者避難を具体的に想定したより実践的な避難誘導訓練（道路横断を含む）の充実が必要である。

については、指定管理者と所管課は協働し、防災担当部署等と連携の上、道路横断を含む避難誘導訓練の実施について検討されたい。

(2) 所管課に対する所見等

○施設の修繕について〔努力・要望事項〕

老朽化により修繕が必要な箇所が認められる武道館及び中央公園水泳プールについては、指定管理者と連携し、計画的に修繕を進め、利用者の安全確保に努められたい。